

【別添3】放課後等デイサービスにおける基本報酬の整理について

項番	事業所の体制		受給者の支給決定	算定する基本報酬
	障害児施設区分	障害児状態等区分		
1	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所	非該当	631000：放課後等デイサービス基本決定	算定不可
2			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	算定不可
3		区分1の1	631000：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分1の1 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分1
4			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分1の1 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分1
5		区分1の2	631000：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (2) 区分1の2 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分1
6			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (2) 区分1の2 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分1
7		区分2の1	631000：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (3) 区分2の1 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (2) 区分2
8			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (3) 区分2の1 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (2) 区分2
9		区分2の2	631000：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (4) 区分2の2 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (2) 区分2
10			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (4) 区分2の2 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (2) 区分2
11	主として重症心身障害児を受け入れる事業所	非該当	631000：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分1の1 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分1
12			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合
13		区分1の1	631000：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分1の1 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分1
14			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合
15		区分1の2	631000：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分1の1 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分1
16			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合
17		区分2の1	631000：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分1の1 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分1
18			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合
19		区分2の2	631000：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分1の1 ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分1
20			632000：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合

※共生型事業所の場合は、体制等状況一覧表の「主たる障害種別」、「障害児状態等区分」の区分の設定に関係なく、「ニ」の報酬を算定する。
基準該当事業所の場合も同様に区分の設定に関係なく、「ホ」の報酬を算定する。